

# 岐阜県酒類納入事業者支援金

## 【申請受付要項】

### 【受付期間】

令和3年6月1日（火）から令和3年6月30日（水）まで

### 【受付方法】

#### 1 申請書類の提出 別表1-1

申請書類の提出は、郵送のみ受付しています。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。（持参による申請は受付しておりません。）

**※令和3年6月30日(水)の当日消印有効です。期限を過ぎた申請は、受付できませんので十分ご注意ください。**

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※「酒類納入事業者支援金申請書在中」と朱書きしてください。

※オンラインによる申請受付は行っておりません。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。（料金不足の場合は受付できません。）

#### <宛先>

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南2-11-1

岐阜県 酒類納入事業者支援金 受付係 宛

#### 2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/152711.html>)

- ・県事務所の振興防災課（総合庁舎内）

- ・市町村役場の所定の窓口 別表2

### 【お問合せ先】

○岐阜県酒類納入事業者支援金 相談窓口（コールセンター）

電話番号：058-277-2951

受付時間：9時00分～17時00分

## 本支援金の対象者について(注意事項)

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）、岐阜県「酒類の提供停止」、「カラオケ利用自粛」の要請により影響を受ける事業者への支援金、岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行事業者支援金、岐阜県内宿泊事業者支援金に申請する事業者は申請対象ではありませんのでご注意ください。

**様式1** 該当の有無について「有」の場合、本支援金の対象外となります。

協力金 (第5弾)申請(予定を含む)有無	有・無
岐阜県以外の 一時支援金申請(予定を含む)有無	有・無

## 岐阜県酒類納入事業者支援金 申請受付要項

令和3年5月31日

県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、飲食店等※（食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗のうち、酒類の提供を行う店舗で、知事が認めるもの）に対する営業時間の短縮や酒類の提供を行わない旨の県の要請により影響を受ける酒類納入事業者に対し、支援金を支給します。

※飲食店等とは以下をいいます

- ・居酒屋を含む飲食店（コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露天営業、自動販売機等により飲食提供をする店舗等を除く。）
- ・バー、カラオケボックスなどの遊興施設等（ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。）

### 支援金の支給対象

■支援金の支給の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）及び県が支給する他の一時支援金（岐阜県「酒類の提供停止」、「カラオケの利用自粛」の要請により影響を受ける事業者への支援金、岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金並びに岐阜県内宿泊事業者支援金をいう。）の申請をしていない者（申請をする予定がある者を除く。）
- (2) 県内に本社又は販売場等（酒税法に基づく免許を受けた販売場又は製造場をいう。）がある者
- (3) 県内の飲食店等に直接的又は間接的に、かつ、定期的に酒類を納入している者であって、知事が認めるもの
- (4) 令和3年5月9日時点で上記(2)の免許に係る事業を行っている者であって、同日以後も当該事業を継続する意思を有する者（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和3年5月9日以降に休止し、この支援金の支給申請時点においても休止している者であって、当該感染症が収束した際には当該事業を再開する意思を有する者を含む。）であること。
- (5) コロナ社会を生き抜く行動指針（令和2年5月15日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部策定）に沿った感染防止対策を実施している者
- (6) 暴力団、暴力団等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと、また、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- (7) 国、県、市町村又は第三セクター等運営に公的資金が入る団体でないこと。

### 支給額

■支給額 1事業者あたり10万円（店舗ごとではありません）

## 申請手続

### ■申請受付期間

令和3年6月1日（火）～令和3年6月30日（水）

※令和3年6月30日（水）までの消印を有効とします。期限を過ぎた申請は受付できませんので、十分ご注意ください。

### ■申請方法

申請書類の提出は、郵送でのみ受付します。

提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、持参による申請は受付していません。

#### <宛先>

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南2-11-1  
岐阜県 酒類納入事業者支援金 受付係 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※「酒類納入事業者支援金 申請書在中」と朱書きしてください。

※オンラインによる申請受付は行っていません。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。料金不足の場合は返送されますので、ご注意ください。

### ■申請に必要な書類

別表1-1に示す書類で該当するもの全てを添付し申請してください。なお、提出書類はA4サイズに統一してください。

※様式1～4は、インク又はボールペンで記載してください。（修正液、修正テープ等での訂正は不可。消せるボールペンは使用不可。）

※別表1-2についてもチェックを記入のうえ、別表1-2（チェック表）も一緒に提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

### ■申請書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード
- ・県事務所の振興防災課（総合庁舎内）
- ・市町村役場の所定の窓口（別表2）

## 支援金の支給について

### ■支援金の支給

申請書類の審査が終了したのから順次支給します。

### ■支給決定に係る通知等

申請書類の審査の結果、支援金を支給する旨の決定をしたときは、支援金のお支払いをもって通知に代えさせていただきます。(別途通知はしません。)

申請書類の審査の結果、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給決定通知を発送いたします。

### ■支給決定の取り消し

支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等を確認した場合は、本支援金の支給決定を取り消します。既に支給済みの場合、申請者は、支援金を返還のうえ、支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金(支援金の額に年率 10.95%の割合で計算した額)を併せて納付していただきます。

### ■現地確認等について

申請書類の内容を確認するため現地確認若しくは関係者に質問をさせていただく場合があります。

現地確認等にご協力いただけない場合や、現地確認等の結果、不正が確認されたり、提出いただいた申請書類が偽造と認められる場合、申請要件への該当性が判断できない場合等は不支給とさせていただきます。

### ■不正等について

次のような虚偽申請等があった場合は、不支給となる場合があります。

・既に廃業しているにも関わらず営業実態があるように偽る。

なお、以下の場合も不支給とさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

- ・誓約書に誓約した内容に偽りや違反があった場合
- ・一つの事業者が複数の申請を提出した場合 など

※申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の支給を受けた事業者名、対象販売場などの情報を公表することがあります。

## その他

### ■問い合わせ先

本支援金の申請等に関する質問は、以下の相談窓口にお問い合わせください。

岐阜県 酒類納入事業者支援金 相談窓口 (コールセンター)

[6月1日から開設]

電話番号：058-277-2951

受付時間：9時00分～17時00分

### ■支援金の課税の取扱いについて

支給された支援金については、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。

## 申請書類について

※これらの書類はA4サイズに統一してください。

また、すべての書類のコピーを取り、申請者控えとして保管してください。

### 1 岐阜県酒類納入事業者支援金支給申請書様式 1

※申請日は必ず記入してください。

※振込先口座は必ず申請者名義の口座を指定してください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

※2ページ目下段には、金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が分かるように通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体等）を貼付してください。

※別表 1-2（チェック表）の各欄の該当する項目全てにチェックが入ったことを確認し、別表 1-2 も同封のうえ提出してください。

### 2 岐阜県内の飲食店等に酒類を納入している製造場若しくは販売場（以下、「販売場等」という。）の情報及び取引先情報

#### 様式 2-1

県内の飲食店等と取引のある販売場等名、住所、連絡先等を記入してください。また、取引先の情報を記入してください。

### 3 岐阜県内の飲食店等と定期的に酒類の取引（直接・間接）を行っていることが分かる書類

#### 様式 2-2、2-3、2-4、2-5

「様式 2-1」に記載した取引に関して根拠となる書類を準備してください。

※取引ルート毎に必要な書類が異なります。以下を参考にしてください。

※間接取引を行っている場合は、取引先事業者に別添「取引状況確認書」（様式 2-4、2-5）を記載してもらい、提出してください。

#### <取引ルート別必要書類>

#### （1）申請者が「酒類製造業者」の場合

##### □「酒類製造業者 → 飲食店等」

- ・直近3ヶ月程度（R3年2月～4月を想定）の酒類製造業者と県内飲食店等との取引が確認できる書類（領収書等）（様式 2-2）

##### □「酒類製造業者 → 小売業者 → 飲食店等」

- ・直近3ヶ月程度（R3年2月～4月を想定）の酒類製造業者と小売業者との取引が確認できる書類（領収書等）（様式 2-2）
- ・小売業者による取引状況確認書（様式 2-5（小売業者記載用））  
（小売業者が酒類製造業者から仕入れた酒を県内飲食店等へ販売した事実を証明するもの）

□「酒類製造業者 → 卸売業者 → 小売業者 → 飲食店等」

- ・直近3ヶ月程度（R3年2月～4月を想定）の酒類製造業者と卸売業者との取引が確認できる書類（領収書等）（様式2-2）
- ・卸売業者による取引状況確認書（様式2-4（卸売事業者記載用））  
（卸売業者が酒類製造業者から仕入れた酒を小売業者へ販売した事実を証明するもの）
- ・小売業者による取引状況確認書（様式2-5（小売事業者記載用））  
（小売業者が卸売業者から仕入れた酒を県内飲食店等へ販売した事実を証明するもの）

**（2）申請者が「卸売業者」（卸・小売兼業者含む）の場合**

□「卸売業者 → 小売業者 → 飲食店等」

- ・直近3ヶ月程度（R3年2月～4月を想定）の卸売業者と小売業者との取引が確認できる書類（領収書等）（様式2-3）
- ・小売業者による取引状況確認書（様式2-5（小売業者記載用））  
（小売業者が卸売業者から仕入れた酒を県内飲食店等へ販売した事実を証明するもの）

**（3）申請者が「小売業者」（卸・小売兼業者含む）の場合**

□「小売業者（卸・小売兼業者含む） → 飲食店等」

- ・直近3ヶ月程度（R3年2月～4月を想定）の小売業者と県内飲食店等との取引が確認できる書類（領収書等）（様式2-3）

**4 営業活動を行っていることが分かる書類様式3**

・販売場等の直近3か月程度の経理帳簿の写し（現金出納簿等）

※様式2-1の「1 販売場等情報」に記載した販売場等の経理帳簿を提出してください。

※収入と支出、それぞれが分かるものを提出してください。

**5 誓約書様式4**

※日付は必ず記入してください。

※誓約書の最下部にある日付、所在地（個人事業者は自宅住所）、申請事業者名、代表者役職・氏名欄は、必ず自署でお願いします。法人においてゴム印を使用する場合は、登録された法人代表者印も必ず押印してください。

**6 本人確認書類（個人事業者の場合のみ提出）（いずれか1つ）**

- ・運転免許証の写し（申請者の住所と一致していること）
- ・健康保険証の写し（申請者の住所と一致していること）
- ・マイナンバーカードの表面（裏面は提出しないこと）等

※必ず申請者のものを提出してください。

※個人番号が記載されたものは、個人番号部分は消して提出してください。

※A4用紙にコピーして、そのまま提出してください。

## 申請必要書類一覧 チェック表

※本チェック表も提出してください。

(本表で提出を要しない書類でも、追加で提出をお願いすることがあります。)

## 1. 全ての申請者に共通する書類

申請書及び添付書類	↓下記にチェック
1 岐阜県酒類納入事業者支援金支給申請書 様式 1	<input type="checkbox"/>
2 岐阜県内の飲食店等に酒類を納入している販売場等の情報及び取引先情報 様式 2—1	<input type="checkbox"/>
3 営業活動を行っていることが分かる書類 様式 3 ・直近3ヶ月程度(令和3年2月から4月想定)の経理帳簿の写し	<input type="checkbox"/>
4 誓約書 様式 4	<input type="checkbox"/>
5 本人確認書類(個人事業者の場合のみ)(いずれか一つ) ・運転免許証の写し ・健康保険証の写し ・マイナンバーカードの表面(裏面は提出しないこと)	(個人事業者の場合のみ) <input type="checkbox"/>

## 2. 申請者ごとに異なる書類

岐阜県内の飲食店等と定期的に酒類の取引(直接・間接)を行っていることが分かる書類 様式 2—2～2—5

※取引ルート毎に必要な書類が異なりますので、ご注意ください。  
該当する取引ルートにチェックの上、ご確認願います。

## (1) 申請者が「酒類製造業者」の場合

□取引ルート:「酒類製造業者 → 飲食店等」

6 直近3ヶ月程度の酒類製造業者と県内飲食店等との取引が確認できる書類 様式 2—2 (酒類製造業者用)	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

□取引ルート:「酒類製造業者 → 小売業者 → 飲食店等」

6 直近3ヶ月程度の酒類製造業者と小売業者との取引が確認できる書類 様式 2—2 (酒類製造業者用)	<input type="checkbox"/>
7 取引状況確認書 様式 2—5 (小売業者記載用) ・小売業者の方に記載いただいたものを提出	<input type="checkbox"/>

□取引ルート:「酒類製造業者 → 卸売業者 → 小売業者 → 飲食店等」

6 直近3ヶ月程度の酒類製造業者と卸売業者との取引が確認できる書類 様式 2—2 (酒類製造業者用)	<input type="checkbox"/>
7 取引状況確認書 様式 2—4 (卸売業者記載用) ・卸売業者の方に記載いただいたものを提出	<input type="checkbox"/>
8 取引状況確認書 様式 2—5 (小売業者記載用) ・小売業者の方に記載いただいたものを提出	<input type="checkbox"/>



**(2) 申請者が「卸売業者」(卸・小売兼業者含む)の場合**

□取引ルート:「卸売業者 → 小売業者 → 飲食店等」

6 直近3ヶ月程度の卸売業者と小売業者との取引が確認できる書類 様式2-3 (卸売業者・小売業者用)	<input type="checkbox"/>
7 取引状況確認書 様式2-5 (小売業者記載用) ・小売業者の方に記載いただいたものを提出	<input type="checkbox"/>

**(3) 申請者が「小売業者」(卸・小売兼業者含む)の場合**

□取引ルート:「小売業者 → 飲食店等」

6 直近3ヶ月程度の小売業者と県内飲食店等との取引が確認できる書類 様式2-3 (卸売業者・小売業者用)	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

岐阜県酒類納入事業者支援金  
市町村申請書配布窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間(平日)	土日祝日の対応	市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間(平日)	土日祝日の対応						
岐阜市	経済部商工課	8:45~17:30	×	飛騨市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×						
	北部事務所												
	西部事務所												
	南部東事務所												
	東部事務所												
	日光事務所												
	南部西事務所												
柳津地域事務所													
大垣市	経済部商工観光課	8:30~17:15	×	郡上市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×						
	上石津地域事務所												
	墨俣地域事務所												
高山市	新型コロナウイルス総合窓口 (市役所本庁舎2階203会議室)	9:00~17:00	×		下呂市			萩原振興事務所	8:30~17:15	×			
	多治見市役所本庁舎 経済部産業観光課												
多治見市	多治見商工会議所	9:00~17:00	×					海津市			産業経済部商工観光課	8:30~17:15	×
	笠原町商工会												
	関市			産業経済部商工課		8:30~17:15	○ (日直対応)				岐南町		
中津川市	商工観光部商業振興課	8:30~17:15	×	笠松町		企画環境経済部環境経済課	8:30~17:15				○		
	政策推進部政策推進課			養老町	産業建設部産業観光課	8:30~17:15	×						
	市民福祉部健康医療課			垂井町	産業課	8:30~18:15	○ (宿日直対応)						
	山口総合事務所			関ヶ原町	地域振興課	8:30~17:15	×						
	坂下総合事務所			神戸町	総務部総務課	8:30~17:15	○ (宿日直対応)						
	川上総合事務所			輪之内町	産業課	8:30~19:00	×						
	加子母総合事務所			安八町	総務課	8:30~17:15	×						
	付知総合事務所			揖斐川町	産業建設部商工観光課	8:30~17:15	×						
	福岡総合事務所			大野町	産業建設部まちづくり推進課	8:30~17:15	○ (日直対応)						
	蛭川総合事務所			池田町	建設部産業課	8:30~17:15	×						
	苗木事務所			北方町	総務危機管理課	8:30~17:15	○ (日直対応)						
	坂本事務所			坂祝町	企画課	8:30~17:15	×						
	落合事務所			富加町	産業環境課	8:30~17:15	×						
	阿木事務所			川辺町	産業環境課	8:30~17:15	×						
神坂事務所	七宗町	企画課	8:30~17:15	×									
美濃市	産業振興部産業課	8:30~17:15	×	八百津町	地域振興課商工振興係	8:30~17:15	×						
瑞浪市	経済部商工課 ※各コミュニティセンターでも配布	8:30~17:15	×	白川町	企画課商工観光係	8:30~17:15	○ (日直対応)						
羽島市	産業振興部商工観光課	8:30~17:15	○ (夜間休日窓口)	東白川村	地域振興課	8:30~17:15	×						
恵那市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×	御嵩町	まちづくり課	8:30~17:15	○ (当直室(終日))						
美濃加茂市	産業振興部商工観光課	8:30~17:15	×	白川村	観光振興課	8:30~17:15	○ (宿日直対応)						
土岐市	地域振興部産業振興課	8:30~17:15	×										
各務原市	産業活力部商工振興課	8:30~17:15	×										
可児市	観光経済部産業振興課	8:30~17:15	×										
山県市	まちづくり・企業支援課	8:30~17:15	×										
瑞穂市	穂積庁舎企画部市民協働安全課	8:30~17:15	×										
	菓南庁舎商工農政観光課	8:30~17:15	×										

## 酒類納入事業者支援金

様式 1

年 月 日

岐阜県知事 様

協力金 (第5弾)申請(予定を含む)有無	有・無	所在地 (法人は本社所在地・個人は主たる販売場等所在地)	〒
岐阜県以外の一時支援金申請(予定を含む)有無	有・無		フリガナ
		申請事業者名 押印：個人事業者は自署の場合不要。法人は登録された代表者印(法人の実印)	名 称
			代表者役職
			フリガナ
			(代表者)氏名 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

### 岐阜県酒類納入事業者支援金支給申請書

標記について、次のとおり支援金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

#### 1 申請者の情報

申請者の種別 (いずれか選択)	<input type="checkbox"/>	法人	法人番号 (13桁)										
	<input type="checkbox"/>	個人事業者	個人事業者の自宅住所(上記所在地と異なる場合)(※1)	〒									
			生年月日 (西暦)	年	月	日生							
担当者名及び日中の連絡先 (※2)	所 属 部 署				フリガナ								
	連 絡 先				氏 名								
			TEL/携帯番号                      —                      —										

※1) 本人確認書類と同じ住所を記入ください。

※2) 法人及び個人事業者いずれも本申請に関して問合せ対応できる方をご記入ください。

2 振込先（通帳等に記載のとおり正確に記入してください。）

金融機関名	銀行・金庫・組合・農協・漁協						
支店名	本店・支店・出張所・本所・支所 ※ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を記載						
預金種類 (該当に○)	1 普通	2 当座	3 納税準備	4 貯蓄			
口座番号							
(フリガナ) 口座名義人							

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

※必ず申請者名義の口座を指定してください。（申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。）

**下記に通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体）を貼り付けてください。**

通帳の写し貼付欄

## 酒類納入事業者支援金

様式2-1

岐阜県内の飲食店等に酒類を納入している販売場等の情報及び取引先情報を記入してください。

申請事業者名：

1 販売場等情報（県内飲食店等との直接・間接の取引がある販売場等を記入）

販売場等名	フリガナ
販売場等所在地	
免許の種別 (○で囲む)	酒類製造免許      ・      酒類販売業免許

2 取引のある県内飲食店等の情報（上記販売場等の主な取引先について記入）

(1) 県内飲食店等と酒類の直接取引がある場合

・下記①に当該飲食店等との取引について記載してください。

(2) 飲食店等との酒類の取引が間接的である場合

・下記①に間接取引先（一次取引先）との酒類の取引内容を記載したうえで、②③に当該酒類が県内飲食店等に納入されるまでの取引内容を記載してください。

取引先情報 ① (一次取引先)	法人名又は 個人事業者名		販売場等又は 飲食店等名	
	販売場等又は 飲食店等所在地			
	代表者名			
取引先情報 ② (二次取引先)	法人名又は 個人事業者名		販売場等又は 飲食店等名	
	販売場等又は 飲食店等所在地			
	代表者名			
取引先情報 ③ (最終取引先)	法人名又は 個人事業者名		飲食店等名	
	飲食店等 所在地			
	代表者名			

## 酒類納入事業者支援金

様式2-2 (酒類製造業者用)

岐阜県内の飲食店等と定期的に酒類の取引(直接・間接)を行っていることが分かる書類を添付してください。

申請事業者名：

販売場等名

1 該当する取引ルートにチェックの上、各取引に必要な書類を添付してください。

「酒類製造業者 → 飲食店等」の場合

(一次取引)

「酒類製造業者 → 小売業者 → 飲食店等」の場合

(一次取引) (二次取引)

「酒類製造業者 → 卸売業者 → 小売業者 → 飲食店等」の場合

(一次取引) (二次取引) (三次取引)

### 「一次取引」に関し

直近3ヶ月程度(令和3年2月から4月想定)の取引が確認

できる書類のコピー

(貼付又は本紙とともにホッチキス止めして提出してください。)

## 酒類納入事業者支援金

様式2-3 (卸売業者、小売業者用)

岐阜県内の飲食店等と定期的に酒類の取引(直接・間接)を行っていることが分かる書類を添付してください。

申請事業者名：

販売場等名

1 該当する取引ルートにチェックの上、各取引に必要な書類を添付してください。

「小売業者 → 飲食店等」の場合  
(一次取引)

「卸売業者 → 小売業者 → 飲食店等」の場合  
(一次取引) (二次取引)

「一次取引」に関し

直近3ヶ月程度(令和3年2月から4月想定)の取引が確認

できる書類のコピー

(貼付又は本紙とともにホッチキス止めして提出してください。)

様式2-4 (卸売業者記載用)

取引状況確認書

岐阜県知事 様

〒

住所

法人名 (法人の場合のみ)

販売場名

電話番号

代表者職・氏名

印

岐阜県内の飲食店等との酒類取引について、下記のとおりで間違いありません。

記

1 当社は、以下の取引を行いました。

直近3ヶ月程度(令和3年2月から4月想定)の取引について記載してください。

2 後日、県が、当社と上記事業者との酒類取引に係る状況等について、必要に応じて当社に問い合わせることに同意します。



取引状況確認書

岐阜県知事 様

〒

住所

法人名 (法人の場合のみ)

販売場名

電話番号

代表者職・氏名

印

岐阜県内の飲食店等との酒類取引について、下記のとおりで間違いありません。

記

- 1 当社は、以下の取引を行いました。

直近3ヶ月程度(令和3年2月から4月想定)の取引について記載してください。

- 2 後日、県が、当社と上記事業者との酒類取引に係る状況等について、必要に応じて当社に問い合わせることに同意します。

## 酒類納入事業者支援金

様式3

営業活動を行っていることが分かる書類

直近3カ月程度（令和3年2～4月想定）の経理帳簿（現金出納簿等）の写しを貼付又はこの様式と一緒にとして提出してください。

申請事業者名：

販売場等名

注意：この用紙にとれない様に帳簿等の写しを添付してください。  
貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。

直近3ヶ月程度（令和3年2月から4月想定）の  
経理帳簿の写し

（貼付又は本紙とともにホッチキス止めし提出してください。）

様式4

岐阜県知事 様

誓 約 書

岐阜県酒類納入事業者支援金の支給申請にあたり、次のとおり誓約します。

1. 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）及び県が実施する他の一時支援金（岐阜県「酒類の提供停止」、「カラオケの利用自粛」の要請により影響を受ける事業者への支援金、岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行事業者支援金並びに岐阜県内宿泊事業者支援金）への申請（予定を含む。）はありません。
2. 【令和3年5月9日時点で営業を継続している者】  
令和3年5月9日時点で申請書に記載した事業を営んでおり、かつ、同日以後も当該事業を継続して実施しています。  
【令和3年5月9日以降休止している者】  
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に休止していますが、当該感染症が収束した際には、事業を再開します。
3. コロナ社会を生き抜く行動指針に沿った感染防止対策を実施しています。
4. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、酒類の販売に必要な免許を受けています。
5. 支援金の支給後に申請内容に虚偽等が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
6. 岐阜県から申請内容及び審査に関する調査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
7. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。
8. 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の支給を受けた事業者名、対象販売場名等の情報が公表されることに同意します。
9. 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政機関（税務当局、警察署、保健所等）に提供することに同意します。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日

所在地（個人事業主の場合は自宅住所）

申請事業者名

代表者役職・氏名

# 様式1(表面)・記入要領

## ②協力金・支援金提出状況

協力金(第5弾)や県の実施する他の一時支援金(岐阜県「酒類の提供停止」、「カラオケの利用自粛」の要請により影響を受ける事業者への支援金、岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金、岐阜県内宿泊事業者支援金)に申請がある場合は本支援金の対象外です。

## ② 岐阜県様

協力金(第5弾)申請(予定を含む)有無	有・無
岐阜県他の一時支援金申請(予定を含む)有無	有・無

所在地  
(法人は本社所在地・個人は主たる事業場所在地)

申請事業者名  
押印: 個人事業者は推定署の場合不要。法人は登録された代表者印(法人の実印)

〒③  
フリガナ  
名称  
代表者役職  
フリガナ  
(代表者)氏名

## ①記入日

受付期間内の日付で申請書を作成した日を記入してください。

① 年 月 日

## ③所在地・申請事業者名

所在地は個人事業者の場合は主たる販売場等所在地の住所を記入してください。  
申請事業者名は、法人の場合は法人名を、個人の場合は個人事業者名を記入してください。  
法人においてゴム印を使用する場合は、登録された法人代表者印(法人の実印)も併せて押印ください。

# 岐阜県酒類納入事業者支援金支給申請書

## ⑥担当者及び日中の連絡先

日中連絡が取れる方のお名前と電話番号を記入してください。

## ④法人番号

法人の場合はチェックの上、13桁の法人番号を必ず記入してください。

## 1 申請者の情報

申請者の種別 (いずれか選択)	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号 (13桁)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>										
	<input type="checkbox"/> 個人事業者	個人事業者の 自宅住所(上記 所在地と異なる 場合)(※1)	〒	⑤									
担当者名 及び日中の 連絡先 (※2)	所属 部署	⑥	フリガナ 氏名										
	連絡先	TEL/携帯番号 - -											

## ⑤個人事業者の自宅住所、生年月日

個人の場合で、上記住所と異なる場合は、ご自宅の住所を記入してください。生年月日は西暦で記入してください。

※1) 本人確認書類と同じ住所を記入ください。  
※2) 法人及び個人事業者いずれも本申請に関して問合せ対応できる方をご記入ください。

## 様式1(裏面)・記入要領

### 2 振込先(通帳等に記載のとおり正確に記入してください。)

金融機関名	銀行・金庫・組合・農協・漁協		
支店名	本店・支店・出張所・本所・支所 ※ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を記載		
⑦ 預金種類 (該当に○)	1 普通	2 当座	3 貯蓄通帳 4 貯蓄
口座番号			
(フリガナ)	-----		
口座名義人			

#### ⑦振込先

必ず申請者名義の口座を指定してください。

- ・法人の場合は、当該法人の口座に限ります。
- ・預金通帳等表紙裏面のカナ口座名義を転記してください。
- ・ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を支店名欄に記入してください。

※過去に県へ提出した場合でも、審査を迅速にするため、改めて記入してください。

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を

※必ず申請者名義の口座を指定してください。

(個人の場合は当該個人の口座に限ります。)

⑧ 下記に通帳の写し(表紙をめくった見開きページ全体)を貼り付けてください。

通帳の写し貼付欄

#### ⑧通帳の写し貼り付け欄

必ず通帳等表紙の裏面(表紙をめくった見開きページ全体)をコピーの上、はがれない様にのり等で貼付してください。

※過去に県へ提出した場合でも、審査を迅速にするため改めて貼付してください。

## 様式 2—1 記入要領

### 様式 2—1

岐阜県内の飲食店等に酒類を納入している販売場等の情報及

#### ⑨申請事業者名

様式 1 に記載した申請事業者名を記入してください。

申請事業者名： ⑨

#### 1 販売場等情報（県内飲食店等との直接・間接の取引がある販売場等を記入）

販売場等名	リカ
販売場等所在地	⑩
免許の種別 (○で囲む)	酒類製造免許

#### ⑩販売場等情報

販売場等が複数ある場合は主な販売場等の一つ記入してください。  
該当する免許を○で囲んでください。

#### 2 取引のある県内飲食店等の情報（上記販売場等の主

(1) 県内飲食店等と酒類の直接取引がある場合

・下記①に当該飲食店等との取引について記載して

(2) 飲食店等との酒類の取引が間接的である場合

・下記①に間取引先（一次取引先）との酒類の取引内容を記載したうえで、②③に当該酒類が県内飲食店等に納入されるまでの取引内容を記載してください。

⑪

取引先情報	法人名又は 個人事業者名	販売場等は 飲食店等
① (一次取引先)	代表者	
取引先情報	法人名又は 個人事業者名	販売場等は 飲食店等
② (二次取引先)	代表者	
取引先情報	法人名又は 個人事業者名	飲食店 所在地
③ (最終取引先)	代表者名	

#### ⑪取引先情報

販売場等情報で記入した販売場等での主な取引先を記入してください。

間接的な取引がある場合は、県内飲食店等に納入されるまでの取引先を全て記入してください。

代表者名は権限のある責任者名を記載してください。

例) 酒類製造業者が卸売業者等を通じて飲食店等に酒類を納入する場合

①卸売業者 ②小売業者 ③県内飲食店等の情報を記入

## 様式2-2 (酒類製造業者用) 記入要領

**※酒類製造業者が記入する様式です。**

### 様式2-2 (酒類製造業者用)

岐阜県内の飲食店等と定期的に酒類の取引(直接・間接)を行っていることが分かる書類を添付してください。

#### ⑫申請事業者名

様式1に記載した申請事業者名を記入してください。

申請事業者名: ⑫

⑬

販売場等名

#### ⑬販売場等名

様式2-1「1 販売場等情報」に記入した販売場等名を記入してください。

⑭

- 1 該当する取引ルートにチェックの上、各
- 酒類製造業者 → 飲食店等」の場合 (一次取引)
  - 酒類製造業者 → 小売業者 → 飲食店等」の場合 (一次取引) (二次取引)
  - 酒類製造業者 → 卸売業者 → 飲食店等」の場合 (一次取引) (二次取引) (三次取引)

#### ⑭チェック欄

様式2-1「2 取引のある県内飲食店等の情報」に記入した該当する取引にチェックをしてください。

⑮

「一次取引」に関し、  
直近3ヶ月程度(令和3年2月から4月想定)の取引が確認

できる書類のコピー

(貼付又は本紙とともにホッチキス止めして提出して)

#### ⑮取引が確認できる書類のコピー

領収書等の取引が確認できる書類の写しを提出してください。

本様式に書類を貼付、または本様式とともにホッチキス止めして提出してください。

様式 2-3 (卸売業者、小売業者用)

記入要領

**※卸売業者、小売業者が  
記入する様式です。**

様式 2-3 (卸売業者、小売業者用)

岐阜県内の飲食店等と定期的に酒類の取引(直接・間接)を行っていることが分かる書類を添付してください。

⑩申請事業者名

様式 1 に記載した申請事業者名を記入してください。

申請事業者名: ⑩

⑪

販売場等名

⑫

- 該当する取引ルートにチェックの上、各取引
- 「小売業者 → 飲食店等」の場合 (一次取引)
  - 「卸売業者 → 小売業者 → 飲食店等」の場合 (一次取引) (二次取引)

⑬販売場等名

様式 2-1 「1 販売場等情報」に記入した販売場等名を記入してください。

⑭チェック欄

様式 2-1 「2 取引のある県内飲食店等」の情報に記入した取引にチェックをしてください。

⑮

「一次取引」に関して  
直近3ヶ月程度(令和3年2月から4月想定)の取引が確認

できる書類のコピー

(貼付又は本紙とともにホッチキス止めして)

⑯取引が確認できる書類のコピー

領収書等の取引が確認できる書類の写しを提出してください。

本様式に書類を貼付、または本様式とともにホッチキス止めして提出してください。



## 様式 2-4 (卸売業者記載用)

### 記入要領

## ※支援金申請事業者が

取引先(卸売業者)に

記入いただき提出して

ください。

様式 2-4 (卸売業者記載用)

### ㉑法人名、氏名等

様式 2-1 「2 取引のある  
県内飲食店等の情報」と記入  
内容を突合してください。

代表者職・氏名は法人の場合  
は代表者名を、個人の場合は  
権限のある責任者名を記入し  
てください。

取引状況確認

㉑

〒

住所

法人名 (法人の場合のみ)

販売場名

電話番号

代表者職・氏名

印

岐阜県内の飲食店等との酒類取引について、下記のとおりで間違いありません。

記

1 当社は、以下の取引を行いました。

直近3ヶ月程度(令和3年2月から4月想定)の取引について記載してください。

㉑

### ㉑取引内容

実際に行った取引(様式 2-1 に記入した取引)の内容(日に  
ち、酒類製造業者名、小売業者名等)を記入してください。

例) 当社(卸売業者)は令和3年2月●日、3月●日、4月●日  
に〇〇(酒類製造業者名)から仕入れた酒類を□□(小売業者名)  
へ納入しました。

2 後日、県が、当社と上記事業者との酒類取引に係る状況等について、必要に応じ

## ※注意事項

様式 2-2 該当する取引ルートで「酒類製造業者 → 卸売業者 → 小売業者 → 飲食店  
等」の場合にチェックした際に必要な書類です。

記入するのは申請事業者ではなく卸売業者になりますので、ご注意ください。

## 様式 2—5 (小売業者記載用)

### 記入要領

#### ⑫法人名、氏名等

様式 2—1 「2 取引のある  
県内飲食店等の情報」と記入  
内容を突合してください。

代表者職・氏名は法人の場合  
は代表者名を、個人の場合は  
権限のある責任者名を記入し  
てください。

取引状況確認

### ※支援金申請事業者が

取引先(小売業者)に  
記入いただき提出して  
ください。

〒 ⑫

住所

法人名 (法人の場合のみ)

販売場名

電話番号

代表者職・氏名

印

岐阜県内の飲食店等との酒類取引について、下記のとおりで間違いありません。

記

1 当社は、以下の取引を行いました。

直近3ヶ月程度(令和3年2月から4月想定)の取引について記載してください。

⑬

#### ⑬取引内容

実際に行った取引(様式 2—1 に記入した取引)の内容(日にち、  
卸売業者、県内飲食店等)を記入してください。

例) 当社(小売業者)は令和3年2月●日、3月●日、4月●日に  
〇〇(卸売業者名)から仕入れた酒類を□□(県内飲食店等名)へ  
納入しました。

### ※注意事項

様式 2—2 該当する取引ルートで

「酒類製造業者 → 小売業者 → 飲食店等」の場合、「酒類製造業者 → 卸売業者 → 小売業者 → 飲食店等」の場合、

様式 2—3 該当する取引ルートで「卸売業者 → 小売業者 → 飲食店等」の場合にチェックした際に必要な書類です。

記入するのは申請事業者ではなく小売業者になりますので、ご注意ください。

## 様式3 記入要領

### 様式3

営業活動を行っていることが分かる書類

直近3ヵ月程度（令和3年2～4月想定）の経理帳簿（現金出納簿等）の写しを  
様式と一緒にとして提出してください。

#### ㉔申請事業者名

様式1に記載した申請事業者名を記入してください。

㉔

申請事業者名： \_\_\_\_\_

㉕

販売場等名 \_\_\_\_\_

注意：この用紙にとれない様に帳簿等の写しを  
貼り切れない場合は必要に応じコピーし

#### ㉕販売場等名

様式2-1に記入した販売場等名を記入してください。

直近3ヶ月程度（令和3年2月から4月想定）の  
経理帳簿の写し

（貼付又は本紙とともにホッチキス止めし提出してください。）

㉖

#### ㉖直近3ヶ月程度の経理帳簿等

直近3ヶ月程度（2～4月想定）の売上と支出が分かる経理帳簿（現金出納簿など）の写しを添付してください。

本様式に書類を貼付、または本様式とともにホッチキス止めして提出してください。

# 様式4 記入要領

様式4

岐阜県知事 様

## 誓約書

岐阜県酒類納入事業者支援金の支給申請にあたり、次のとおり誓約します。

1. 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）及び県が実施する他の一時支援金（岐阜県「酒類の提供停止」、「カラオケの利用自粛」の要請により影響を受ける事業者への支援金、岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行事業者支援金並びに岐阜県内宿泊事業者支援金）への申請（予定を含む。）はありません。
2. 【令和3年5月9日時点で営業を継続している者】  
令和3年5月9日時点で申請書に記載した事業を営んでおり、かつ、同日以後も当該事業を継続して実施しています。  
【令和3年5月9日以降休止している者】  
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に休止していますが、当該感染症が収束した際には、事業を再開します。
3. コロナ社会を生き抜く行動指針
4. 申請受付要項の内容を確認してはなりません。また、酒類の販売
5. 支援金の支給後に申請内容に虚
6. 岐阜県から申請内容及び審査に関する
7. 申請事業者の代表者、役員又は使用人
8. 申請内容に不正があった場合など必要
9. 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政

### ㉗署名年月日

受付期間内の日付で、誓約書を作成した日にちを記入してください。

### ㉘所在地

法人の場合は会社の所在地を、個人事業者の場合は自宅住所を記入してください。

【署名欄】

㉗

署名年月日 年 月 日

㉘

所在地

㉙

申請事業者名

㉚

代表者役職・氏名

### ㉙申請事業者名

法人の場合は、法人名を記入してください。個人事業者の場合は記入しないでください。

### ㉚代表者役職・氏名

個人事業者の場合は、個人事業者名を記入してください。

### ※注意事項

- ・日付、所在地（個人事業主は住所）、申請事業者名、代表者役職・氏名欄は、必ず自署で記入ください。
- ・法人においてゴム印を使用する場合は、登録された法人代表者印（法人の実印）も併せて押印ください。

# 別表1-2 (申請必要書類 一覧チェック表) 記入要領

別表1-2

## 申請必要書類一覧 チェック表

※本チェック表も提出してください。

(本表で提出を要しない書類でも、追加で提出をお願いすることがあります。)

### 1. 全ての申請者に共通する書類

③1

申請書類名(別表)	↓下記にチェック
<b>③1 申請書類チェック表</b> ・必ず本申請書と一緒に同封のうえ提出してください。 ・チェック欄にチェックが入っているか、予め内容物をご確認ください。 ・申請者ごとに必要な書類が異なりますのでご確認に活用してください。 ・申請書類に不備があると、申請を受け付けられませんので、ご了承願います。 ・チェック表は裏面もあります。	<input type="checkbox"/>
・健康保険証の写し ・マイナンバーカードの表面(裏面は提出しないこと)	<input type="checkbox"/>

(個人事業者の場合のみ)

### 2. 申請者ごとに異なる書類

岐阜県内の飲食店等と定期的に酒類の取引(直接・間接)を行っていることが分かる書類 様式2-2~2-5

※取引ルート毎に必要な書類が異なりますので、ご注意ください。  
該当する取引ルートにチェックの上、ご確認願います。

#### (1) 申請者が「酒類製造業者」の場合

□取引ルート:「酒類製造業者 → 飲食店等」

6 直近3ヶ月程度の酒類製造業者と県内飲食店等との取引が確認できる書類 様式2-2 (酒類製造業者用)	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

□取引ルート:「酒類製造業者 → 小売業者 → 飲食店等」

6 直近3ヶ月程度の酒類製造業者と小売業者との取引が確認できる書類 様式2-2 (酒類製造業者用)	<input type="checkbox"/>
7 取引状況確認書 様式2-5 (小売業者記載用) ・小売業者の方に記載いただいたものを提出	<input type="checkbox"/>

□取引ルート:「酒類製造業者 → 卸売業者 → 小売業者 → 飲食店等」

6 直近3ヶ月程度の酒類製造業者と卸売業者との取引が確認できる書類 様式2-2 (酒類製造業者用)	<input type="checkbox"/>
7 取引状況確認書 様式2-4 (卸売業者記載用) ・卸売業者の方に記載いただいたものを提出	<input type="checkbox"/>
8 取引状況確認書 様式2-5 (小売業者記載用) ・小売業者の方に記載いただいたものを提出	<input type="checkbox"/>